

「共家事」促進イベント開催奨励金募集要項

1 募集目的

福井県は、共働き率が全国1位（61.2%）と高い一方で、男女の1日あたりのゆとり時間の差が66分と全国で一番大きい状況にある。そのため、夫婦・親子等を対象とした共家事に関するイベントに奨励金を支給し、家事参加促すことにより、夫婦・家族みんなで家事を行い、家族時間や自分時間（Me Time）を楽しむ「共家事（トモカジ）」を促進し、女性のゆとり時間創出を図る。

2 事業実施主体

次の基準をすべて満たし、かつ、県内に事業所を置く企業または県内で活動する団体（任意団体を含む）（以下、「実施団体等」という。）とする。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体ではないこと。

3 支給対象となる事業

次の内容をすべて満たすイベントを開催する事業とする。

- (1) 県内において令和6年11月1日から令和7年1月31日までに開催するイベントであること。
- (2) 夫婦、親子等を対象とした共家事を促す内容、家事スキル向上や家事の省力化・効率化等を促す内容であること。ただし、実施団体等の関係者のみを対象とするものは除く。
（イベントの例）
簡単料理教室、家事を楽にする収納講座、家族で役割分担について話し合うワークショップなど
- (3) ポスター、チラシまたはホームページ等でイベントを周知すること。
- (4) イベントの総経費が10万円以上であること。ただし、経費には従業員の給与は含まない。
- (5) イベントの参加者が15名以上であること。

4 奨励金の額

1件あたり10万円

5 事業期間

令和6年11月1日から令和7年1月31日までの間に実施し、完了する事業とする。

6 事業実施の留意事項

- (1) 参加者等からの苦情や参加者間のトラブルについては、実施団体等において責任を持って対応すること。
- (2) 事業の実施に当たって、特定の商品販売、あっせんまたは本事業以外の業務へ

の勧誘など、本事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。

- (3) 本事業の実施により知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律および福井県個人情報保護条例に基づき適正に取り扱わなければならない。事業完了後においても同様とする。
- (4) 参加者の個人情報は、実施団体等の責任の下、厳重に管理することとし、他の目的に利用してはならない。
- (5) 実施団体等は、参加者の個人情報の問い合わせには、事前事後を問わず応じないこと。

7 対象事業の募集

(1) 募集期間

令和6年10月1日(火)～令和6年10月18日(金)

(2) 募集件数

10件

(3) 応募方法

専用応募フォームに必要事項を入力し、応募すること。

専用応募フォーム：<https://fukui-tomokaji.com/entry.html>

事業計画書(様式1)、収支予算書(様式2)については、フォーム添付による提出をお願いいたします。

(4) 問い合わせ先

共家事促進イベント奨励金支給事務局(株式会社メディアミックス内)

(住所) 福井市文京4-1-1 教育センタービル2F

(電話) 0776-28-0515

(e-mail) entry@fukui-tomokaji.com

8 奨励金の支給内示

事業実施計画書等により、事業内容や期待される効果等を審査し、適当と認められる場合は、予算の範囲内において奨励金の支給内示を行い、実施団体等に通知する。

9 奨励金の申請

(1) 申請期間

事業終了日(イベントの終了日)の翌日から起算して30日以内に奨励金事務局に申請すること。

(2) 提出書類

①「共家事」促進イベント開催奨励金支給申請書(様式第1号)

②収支決算書(様式第2号)

③イベント当日の実施内容がわかる写真、チラシ、ポスター等

(3) 提出部数

1部(提出された書類は返却しない)

(4) 提出先

共家事促進イベント奨励金支給事務局(株式会社メディアミックス内)

連絡先

1 0 奨励金の支給

県は、申請書等の内容を審査し、奨励金の支給または不支給の決定を行ったときは、「共家事」促進イベント開催奨励金支給決定通知書により申請者に通知する。

なお、支給決定を通知した後、速やかに奨励金を支給するものとする。

1 1 奨励金の返還

不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認められる場合は、「共家事」促進イベント開催奨励金支給決定取消・返還通知書により支給決定を取り消し、支給額全額を返還させるものとする。